

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案概要

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室

1 改正理由

外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることなどを内容とする住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行に伴う住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第253号）を追加で改正することから、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第113号）のうち、外国人住民に係る規定について、追加で所要の改正を行う。

2 改正概要

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令において、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例として通称を規定すること等を規定することから、以下の事項について所要の改正を行う。

- ・外国人住民に係る住民票の通称の記載及び削除に係る申出書の記載事項
- ・外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合における必要な読替え

3 施行期日 公布の日